

スーパー定期預金規定

【非自動継続型】

第1条（預金の支払時期等）

スーパー定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「スーパー定期預金2年もの」といいます。）に限り中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にそのスーパー定期預金2年ものと満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は前号にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を定期預金共通規定第6条第1項に

より満期日前に解約する場合ならびに同規定第6条第5項および第6項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払日の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- ②預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
 - C. 1年以上2年未満……………約定利率×60%
- ③預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 1年未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%
 - C. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%
 - D. 2年以上3年未満……………約定利率×60%
- ④預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 1年6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%
 - C. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%
 - D. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×50%
 - E. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- ⑤預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 2年未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
 - C. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
 - D. 3年以上4年未満……………約定利率×50%

- E. 4年以上5年未満……………約定利率×60%
- ⑥預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 2年6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%
 - C. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
 - D. 4年以上5年未満……………約定利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条 (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書 (通帳) を発行しないこととし、次の各号により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳) とともに当店に提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳) とともに当店に提出してください。

第4条 (定期預金共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

【自動継続型】

第1条 (自動継続)

- (1) スーパー定期預金 (以下「この預金」といいます。) は、証書 (通帳) 記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下、本条第1項、第2項および第3項において同じです。) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および証書 (通帳) 記載の利率 (継続後の預金について

は前条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次の各号によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「スーパー定期預金2年もの」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前号にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- ③中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払は、次の各号のとおり取扱います。

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ②スーパー定期預金2年もの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にそのスーパー定期預金2年ものと満期日を同一にするスーパー定期預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計してスーパー定期預金2年ものに継続します。
- ③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合ならびに同規定第6条第5項および第6項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の各号の規定に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については、6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満…………… 約定利率×50%

②預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C. 1年以上2年未満……………約定利率×60%

③預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 1年未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%
- C. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%
- D. 2年以上3年未満……………約定利率×60%

④預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 1年6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%
- C. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%

- D. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×50%
 - E. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
 - ⑤預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 2年未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
 - C. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
 - D. 3年以上4年未満……………約定利率×50%
 - E. 4年以上5年未満……………約定利率×60%
 - ⑥預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 2年6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%
 - C. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
 - D. 4年以上5年未満……………約定利率×50%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条 (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書 (通帳) を発行しないこととし、次の各号により取扱いします。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳) とともに当店に提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳) とともに提出してください。

第4条 (定期預金共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

以上

【令和2年1月現在】